

議案第 3 号

平 23 建 築 指 導 第 458 号
平成 24 年 (2012 年) 3 月 19 日

山口県都市計画審議会
会 長 三 浦 房 紀 様

山口県知事 二 井 関 成

田布施都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

田布施都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条ただし書きの規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| (1) 地 名 地 番 | 熊毛郡田布施町大字上田布施字束ヶ迫 466 番、467 番、468 番 1 |
| (2) 用 途 地 域 | 指定なし |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 指定なし |

- 2 設置者 熊毛郡田布施町大字宿井 347 番地の 2 有限会社西本砂利
- 3 用途 産業廃棄物処理施設（工作物）
- 4 敷地面積 2293.60 m²
- 5 構造概要 破碎施設
- 6 処理能力 がれき類の破碎処理：640t/日
- 7 周囲の状況

田布施駅より南西約 2.5km の中山間部に位置し、敷地の周辺には建物が点在していますが、隣接する住宅はありません。

- 8 付議の理由

当該施設は、産業廃棄物となるがれき類を破碎処理する施設です。当該施設で分別、破碎・選別されたものは、再生骨材等として再資源化され、循環型社会の形成に資するものです。

この施設は、建築基準法第 88 条第 2 項において準用する同法第 51 条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、地方公共団体において設置するもの及び廃棄物処理計画、都市計画区域マスタープランに位置付けられたものではないことから、関係機関との協議により同条ただし書きの規定を適用しようとするものです。